

反差別国際運動創立 30 周年記念冊子

差別と闘う 30 年 これまで・そして・これから

30th ANNIVERSARY

感謝をこめて

反差別国際運動（IMADR）は1988年1月25日に創設されました。差別と闘ってきたこれまでの30年を振り返り、これからの30年、50年……という未来を見据えるために、30周年記念冊子を作りました。創設以来、常にIMADRのことを考えてくださった世界の理事の皆様は特別の感謝を込めて。

IMADR が大切にしている視点

EMPOWERMENT—立ち上がり

SOLIDARITY—つながり

ADVOCACY—基準・仕組みづくり

目次

●あいさつ

- 3 これからも闘い続けていくことを誓う
IMADR 共同代表理事 ニマルカ・フェルナンド
- 4 新冷戦時代の IMADR の役割
IMADR 共同代表理事 武者小路公秀
- 5 「世界の水平運動」をめざして
IMADR 副理事長、部落解放同盟中央執行委員長 組坂繁之

●理事メッセージ

- 6 人種主義・排除からマイノリティを守ろう
マリオ・ホルヘ・ユーツイス／IMADR 副理事長、元国連人種差別撤廃委員会委員
- 7 グローバル化が奪うダリットの権利と機会
ブルナド・ファティマ・ナティサン／農村教育開発協会（SRED）顧問
- 8 マイノリティが団結し、新自由主義に対抗する
マイケル・シャープ／ニューヨーク市立大学准教授
- 10 マイノリティの声が届き、存在が認められるために
ヘレン・ザックスタイン／ジェンダーと子どもの保護専門家
- 11 あらゆる差別に終止符を！
ドゥルガ・ソブ／フェミニスト・ダリット協会（FEDO）設立理事長
- 12 正義と平和の道標——国際的・ヨーロッパ的視点
テオ・ファン・ボーベン／マーストリヒト大学教授
- 14 反差別国際運動（IMADR）役員一覧

●追悼

- 15 ロドルフォ・スターベンハーゲンさん／ビシ・オラテル - オラグベギさん
- 16 ラテンアメリカの人種主義と先住民族
ロドルフォ・スターベンハーゲン
- 17 ナイジェリアにおける女性と子どもの人身売買
ビシ・オラテル - オラグベギ

18 写真でみる IMADR30 年 1998 ～ 2018

- 32 ヒューマンライツセミナーの軌跡
- 36 反差別国際運動設立趣旨書
- 37 IMADR あらたな 30 年への課題



ニマルカ・フェルナンド
IMADR 共同代表理事

これからも闘い続けていくことを誓う

2018年1月、反差別国際運動（IMADR）は創立30周年を迎えました。30年という長い反差別の闘いの旅でした。今、30年を記念するにあたって、人種差別と日々闘っているコミュニティとともに歩み続けていくことをあらためて誓います。

これまでの30年は決して平坦な道のりではありませんでした。世界各地域にいるIMADRの理事やパートナーに支えられて、IMADRはここまでできました。献身的に支えてくださった皆様に、この場を借りてお礼を申し上げます。

30年前、部落解放同盟の歴史的な決断により反差別の国際連帯を支えるIMADRが結成されました。結成時、IMADRはアパルトヘイトと不可触性と闘っていく希望が世界にはあり、不正義と差別そして二級市民としての扱いをなくすために立ち上がろうと宣言しました。それ以来、私たちは人種差別との闘い、そしてダリット・コミュニティの闘いを支持してきました。今後も、私たちはマイノリティコミュニティのエンパワメントと闘いを支援し、ゼノフォビアと人種主義の闘いを続けていきます。スリランカにおいては、タミール人の独自の言語への権利、意思決定への参加の闘い、そして和解と和平構築の闘いへの支援を続けていきます。

世界は今、非常に大きな困難に直面しています。巨大な力が争い合い、世界あちこちに二極化をもたらしています。まるで戦争のようです。私たちは世界を分断するスーパーパワーと闘います。また、富める者たちによる目にあまる地球資源の搾取と利用に強い懸念を抱きます。それはまた、特にマイノリティコミュニティの生活を脅かしています。

ここまでお話ししたことはこれから私たちが取り組むべき課題のほんの一例です。未来の世代によりよい世界を残すために、私たちはすべての運動団体と結束しながら、これらの課題に取り組んでいきます。

これまでの30年を支えてくれたのは連帯の力と、すべての人の人権実現という統一した目標でした。これからも人権のための闘いを続けていくことをここに誓います。



武者小路公秀

IMADR 共同代表理事

新冷戦時代の IMADR の役割

IMADR は、30 年前、冷戦の終結時に生まれました。当時、全世界は、環境問題、人権問題、開発問題について、国連中心に NGO が「世直し」に活躍する時代でした。それ以来の 30 年間、IMADR は他の組織が米欧中心のところで、日本に事務局を持つ NGO として、ジュネーヴ国連本部の人権関係機構の諸部局と、世界諸地域の反差別活動を進める諸市民組織とをつなげて注目されました。次の 30 年間も活躍が期待されています。

問題は、現在、国際社会が新冷戦ともいわれはじめており、マイノリティや先住民族などに対する差別意識を持つ政治勢力が台頭し、国連中心に人権を世界に普及する「外発」人権普及だけでは、国際的に IMADR に期待されている役割を担い続けることが不可能になっていることです。この差別的で人種主義的な動きの背後には、人権の外発的な普及の人種主義、「白人の負い目」という優越感があり、これに対する米国や西欧における、「ミナミ」の非米欧地域の反感による「テロ」など「キタ」にできた「ミナミ」からの移住者共同体によって「米欧」などに広がり、「キタ」の保守層の差別意識を増幅しているからです。「キタ」の差別意識と「ミナミ」の反発、それが「キタ」の差別意識の火に油を注ぐ「新冷戦」の時代には、「キタ」の人権支持層・非暴力反差別の動きと、ガンジー、マーチン・ルーサー・キング、ネルソン・マンデラ、「ミナミ」の内発的な「世直し」を進めている米大陸の先住民族を含む太平洋アニミズム文明とが団結して、反西欧主義に凝り固まる西アジアの ISIS テロ国家と、東北アジアの日本・朝鮮・中国の「外発的」な人権普及に反発する差別主義・植民地主義的な極右勢力を説得する「キタ」と「ミナミ」のグローバルな「和解」を実現することが、新冷戦・新人種主義を食い止めるうえで緊急に進められるべき IMADR 中心の「内発的」な人権運動です。

水平社宣言の「ヒトの世の熱」と「人間の光」を江戸時代の環境にやさしい循環経済を支えた「産業の殉教者」として主張した水平社宣言の内発人権思想と、日本国憲法前文の「平和に生存する世界諸国民の権利」と第 9 条の、民省に基づく植民地侵略の全面否定とを結合する立場で、IMADR は、アジア諸国民とアジア系移住者（アメリカの先住民族と欧州のロマ民族を含む）を組織して、日本を含む植民地侵略勢力との和解を進めるべきでしょう。

また、中国が地域諸国家と協力して、植民地主義に基づかないアジア大陸からアフリカにおよぶ「内発的」なアジア人とアフリカ人によるアジアとアフリカの自力自助、互学互鑑の計画に差別を許さない国際人権法の視点を盛り込む必要があります。このことは、これまで外発的な人権・人道を説いてきた「キタ」が主張していることであるが、これこそ IMADR でなければできない大仕事です。IMADR 設立 30 周年にあたって、将来の IMADR を担う若い世代に期待をこめた老人の言葉を贈ります。



組坂繁之

IMADR 副理事長、部落解放同盟中央執行委員長

「世界の水平運動」をめざして

解放の父・松本治一郎先生は、一切の差別を許さず、真の民主主義を築くという姿勢を貫いてこられました。60年前には、国内だけにとどまらず、それをさらに広げ、世界の被差別コミュニティが連帯することで、世界からあらゆる差別をなくしていくという「世界の水平運動」を唱えられました。

松本治一郎先生を師と仰ぎ、その意思を引き継いだ第4代部落解放同盟中央執行委員長の上杉佐一郎先生は、「世界の水平運動」をめざすことに大きな意義を感じておられました。また、国内において認識されていた部落差別の問題に対して、国際世論の喚起が必要であると考えておられました。そうした背景のもと、世界各地で闘う反差別の団体や民主運動との関係を徐々に築き、1988年、「世界の水平運動」を具体化させるために反差別国際運動（IMADR）が創設されました。

初代のIMADR理事長に就いた上杉先生は、常にIMADRの発展に心を砕いてこられました。差別撤廃のために闘う世界の運動団体や人びととのつながりをさらに築いていくなかで、もう一つ重要なこととして、国連との連携がありました。IMADRが国連のNGO協議資格をえることは、世界の反差別の運動団体が国連につながることであります。反アパルトヘイトの国際連帯運動を通して培った部落解放同盟とアフリカ民族会議（ANC）との強い友好関係、IMADRの理事や関係者を通してフランスやイギリスからえた支持、さらには、1992年に上杉先生が福岡県小郡市の名誉市民に選ばれたことなどが大きな力となり、IMADRは1993年に国連経済社会理事会の協議資格をえることができました。

初代理事長の上杉先生から1990年にはミリアム・シュライバーさんに理事長の任が託され、さらには1995年にシュライバーさんを引き継いで、ニマルカ・フェルナンドさんが理事長になりました。IMADRはこうした優れたリーダーのもと、これまでの30年、世界の被差別コミュニティの運動を水平につなぎながら、差別撤廃の闘いを進めてきました。こうした先達の思いを引き継いで、反差別国際運動、そして部落解放同盟は反差別の世界的運動を発展させていきます。



マリオ・ホルヘ・ユーツィス

IMADR 副理事長、元国連人種差別撤廃委員会委員

人種主義・排除からマイノリティを守ろう

前世紀の最大の勝利のひとつはアパルトヘイトが解体されたことであり、並行して新生南アフリカが誕生したことです。現代諸国は同時に、国際社会、とくに国連の支援を得ながら、さまざまな形態の人種差別と闘う意思をもって、軽視できない量の法的措置を設けてきました。IMADR のように、市民社会を代表して、人種主義・差別・排外主義への反対に関して重要な役割をますます果たすようになりつつある NGO も数多く存在します。

にもかかわらず、この千年紀が始まってからも、人種主義はいまなお世界数百万の人びとを死に追いや、傷つけ、辱め、排除しています。

人種主義と排外主義は、ある意味でクローゼットから引っ張り出され、主流の政治的主体が掲げる政策に徐々に混入しつつあります。このことは、多くの国で明らかになっている文化的多様性からの後退だけではなく、移住者・難民・庇護希望者にかかわる制限的な政策にも明らかです。

経済的権利、文化的権利、政治的権利および人権の剥奪のために苦しんでいる人びとが世界にこれほどたくさん存在する現状を前に、やるべきことがたくさん残っていることを認めないわけにはいきません。もちろん、このような課題に立ち向かう起爆剤が IMADR のような NGO であることは誰も疑い得ないでしょう。私たちはそのことを誇りに思います。

この点にかかわって、現在の人道危機の問題を取り上げた第9回国連マイノリティ問題フォーラムの議長として私が指摘したように、とくに人道危機が発生したときには、政府、国際機関、地方機関および非政府組織が力をあわせてマイノリティを保護すること——人種主義や排除からマイノリティを守り、そのアイデンティティを保護することのみならず、その生命も保護すること——が必要不可欠であります。私たちは、人道援助と開発プロセスとの結びつきを向上させるためのいっそうホリスティックなアプローチを、そして人びとが悲鳴をあげなくても済むようにするために必要な資源を負担することに対するいっそうの政治的意思を要求し、そのために活動していかなければなりません。もうひとつ強調しておきたいのは、テロリズムを前にした安全保障にかかわる言説が国境管理の実践に悪影響をおよぼしており、国境管理が人身の保護と両立しなくなっていることです。

この点は、規範の活用および社会的行動のあり方を修正するために考慮すべき重要な基準のひとつであり、移住者の流入増によって倫理的な社会的関係の悪化が進んでいる状況下では、その重要性はますます高まっています。

部落解放運動が大切に受け継いできた IMADR の 30 周年は、世界の人びとに対し、人権一般およびとくに差別問題に対するコミットメントと、私たちがこの時代に行っているすべての取り組みについての明確なメッセージを発することになるはずです。この取り組みに価値があることを示していきましょう。



ブルナド・ファティマ・ナティサン

農村教育開発協会（SRED）顧問

グローバル化が奪うダリットの権利と機会

農村教育開発協会（SRED）は、IMADR が国際的な場で行ってきた人種主義への異議申立てとカースト差別への対応とその成果に、IMADR 30 周年というこの特別な機会に大いなる喜びをもって感謝と祝福の意を表します。

ダーバン会議では対象とされなかったカースト差別が、職業と世系に基づく差別であると認められて国連人種差別撤廃委員会（CERD）の一般的勧告 29 で取り上げられるために、IMADR がダリットや被差別部落の団体と協力して行なった取り組みはすばらしいものでした。IMADR の支援がなければ、ダリット女性はダーバン会議に参加できなかったでしょうし、ジュネーブで開かれた CERD の専門家会議に出席して、世系という言葉を一般的勧告に含むように働きかけることもなかったでしょう。

IMADR が草の根のダリット団体を支援してきたこと、世系に関する一般的勧告 29 を英語からタミール語に翻訳してくれたこと、職業と世系に基づく差別の撤廃に関するガイドラインを私たち自身の言葉で理解できるよう援助してくれたことを忘れません。

SRED は、内戦と民族紛争で苦しんできたスリランカのタミール人に対する IMADR の継続的支援を賞賛します。IMADR はこの問題を国際的に広め、会合や失踪者の家族の支援を通じてスリランカのタミール人の大義を支持してきました。

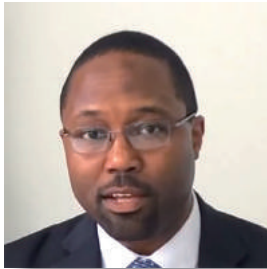
SRED は、ダリット女性の集団農場に支持を表明し、アンベドカル博士に関する学習コースでダリットの子どもを支援してくれた IMADR に祝福のメッセージを送ります。

ダリット、とりわけダリット女性は不可触民として扱われています。手作業による尿尿^{しにょう}処理の仕事に就く人の 95% はダリット女性です。この仕事に就いているダリットは、不衛生で、危険で、おとしめられた困難な仕事から解放されるべきです。手作業による尿尿処理はダリットの健康に影響をおよぼすとともに、ダリットが汚れた存在として不可触民と呼ばれる原因となっています。ダリットは、「手作業による尿尿処理人としての雇用の禁止およびこれらの者のリハビリテーション法（2013 年）」に基づいて保護されなければなりません。

ダリット女性は性奴隷として扱われ、女神マタマに捧げられています。この慣行は宗教原理主義的態度によるものであり、すべての人が平等に扱われる社会を実現するために、完全に根絶されなければなりません。

私たちの今後の課題は、貧しいダリットがグローバル化のプロセスを通じて直面している問題に対応していくことです。ダリットはこのプロセスによって経済的機会を奪われており、多くがますます貧困線以下の生活に追いやられ、飢えと失業・不完全雇用状態で生活することを余儀なくされています。

IMADR の今後の課題は、脆弱^{ぜいじゃく}な状況に置かれている集団および社会の周縁に追いやられている人びとの人権侵害に立ち向かう民衆の運動に参加していくことです。SRED は、正義と平和のために立ち上がる反差別の国際的な運動に、IMADR とともに参加できることを誇りに感じます。



マイケル・シャープ

ニューヨーク市立大学ヨーク校准教授

マイノリティが団結し、新自由主義に対抗する

IMADR が 30 周年を迎えたことは、政治的・経済的利益のためにマイノリティ集団を利用しようとするポピュリズム的ナショナリズムの闇が間欠的に訪れる現代に、光をもたらす歴史的な節目と言えます。私たちは、世界中で差別と偏見に直面している人びとの窮状と苦しみを忘れないようにしなければなりません。それは、日本の被差別部落出身者、在日コリアン、アイヌ民族、外国人労働者であり、南アジアのダリット、ビルマのロヒンギヤ、人身取引の被害を受けているアジアの女性・子どもその他の人びと、ヨーロッパのシンティ・ロマ、難民・庇護希望者その他の人びと、北米・ラテンアメリカ・カリブ海地域のアフリカ系・アジア系の人びと、アフリカのマイノリティ集団、米国のアフリカ系アメリカ人、ラティーノ、アジア系市民、ネイティブアメリカン、移住者や先住民族集団、そして、あらゆる場所の女性が直面している複合的・混合的差別などです。

冷戦後の新自由主義的世界秩序は、多くの貧しい人びとや労働者階級の人びとがとっくに手にしているべきである経済的利益と社会的流動性を犠牲にして、少数の企業体と個人を著しく肥え太らせてきました。そのために世界中でポピュリズム的ナショナリズムのバックラッシュが起こっており、見当違いの「エリートへの抵抗」を喧伝する指導者らに操作されやすい状態が生じています。このような喧伝は、マイノリティ集団と多文化主義を標的にし、大規模な経済的・政治的沈滞の原因をそこに求める人種主義と不寛容がともなっているのです。私たちが生きているこの時代は、理性と品位があざ笑われるとともに、独裁的傾向と民衆扇動が賞賛され、人気は選挙における勝利で報われるという、第 2 次世界大戦前の時代を彷彿とさせています。過去の状況と相当に異なっているのは、こうした進展がグローバル通信インフラを通じて加速している点です。現代のグローバル通信インフラでは、インターネットや一部マスメディアは同じような考え方をした人びとで形成され、異なる見方は虚構や真っ赤な嘘として扱われ、すなわち「オルタナティブファクト（代替の事実）」によって、個々の立場が硬化させられるのです。古くからの「他者」も新しい「他者」（たとえば北米のラティーノや中東・アフリカ諸国出身の難民、ヨーロッパの東欧出身者や中東・アフリカ諸国出身の難民）も、国の安全と経済的生存可能性にとって不利をもたらす確実な脅威として提示されます。開放性ではなく、経済的・社会的・政治的閉鎖性が強調され、「アメリカ・ファースト」、「ヨーロッパ要塞」、国境の強化、仮想された民族的・人種的同質性の維持が求められるようになっていきます。こうした考え方、そして関連するその他の自民族中心主義的・排他的な政策的着想は、不安定で脆弱な状況にある現在・未来の経済および政治を是正するためにすぐにもとるべき対応と考えられています。最終的には大企業と国際資本の利益に奉仕するものでしかない新自由主義的枠組みのなかで合理化されます。

重要なのは、社会の周縁に追いやられている人びとが互いに団結し、善意の人びとも連帯しながら、人種主義、差別および偏見と闘っていくことです。このフェイクニュースと無関心の時代には、老いも若きも警戒を怠らず、信頼できるメディアを求め、新聞を読み、団体に加入しなければなりません。市民社会は、マイノリティや脆弱な立場に置かれている人びとが保護される、参加型で包摂的な民主

義社会を建設していくうえで決定的に重要な基盤だからです。IMADR は、これらの努力にかかわって、職業と世系に基づく差別に関する啓発の取り組み、人種差別撤廃条約（ICERD）その他の国際法上の機構への参加や、国連や国連人権理事会での発言、そして国際的レベルでのネットワークの構築と被差別者集団の発言権保障の取り組みなど重要な役割を果たし続けてきました。IMADR が 30 周年を迎えたことは、団体のビジョンを再活性化させ、人種主義、差別および偏見との闘いならびに人間の尊厳、平和、共感および理解の維持にかかわる 21 世紀の課題を解決していくための革新的な戦略を模索する、タイムリーな機会であります。



ヘレン・ザックスタイン

ジェンダーと子どもの保護専門家

マイノリティの声が届き、存在が認められるために

IMADR は 30 歳を迎えて円熟し、その名を確立しました。あまり重要視されてこなかった諸問題を、IMADR は差別・人種主義との国際的闘いのなかで取り上げていくために行動し、そのためのアジェンダを強化していく用意があることをはっきりと証明しました。

IMADR は、アジアを本拠とする NGO として、職業と世系に基づく差別の問題に対応するうえでとりわけ有利な立場にあります。そこには根強いカースト問題が含まれていますが、国連人権機構はこの問題を腫れ物にさわるような態度でしか取り上げてきませんでした。これはたしかに難しい問題です。一部の国々——時には人種差別との闘いの最前線に立ってきた国々——に存在する、政治的・経済的・情緒的利害で結びついた勢力から反発を受けるためです。しかし、このことで IMADR は躊躇するのではなく、むしろ闘いを力強く進めていく時期かもしれません。

IMADR が現在掲げているアジェンダから自然に浮かび上がるもうひとつの問題は、マイノリティの表現の自由が存在しないことです。マイノリティは、おぞましいほどの被害を受けるか、何らかの劇的な方法で反旗を翻さなければ、主流メディアの注目を集めることはめったにありません。

つまり、マイノリティはたんに声のない存在だけではなく、目に見えない存在になっているのです。

IMADR は、表現の自由に取り組んでいてメディアにアクセスできる NGO と協力しながら、コミュニティの訓練、優秀な当事者出身のジャーナリストの養成促進のような協働的取り組みを考えてもよいのではないのでしょうか。

一部のマイノリティが抱えるふたつめの深刻なハンディキャップは、言語です。しばしば「言語的マイノリティ」と呼ばれるこれらの集団は、支配的言語——英語（もっとも多い）であれ、フランス語であれ、スペイン語であれ——が、他の言語を話すマイノリティを無視するかたちで帝国主義的に押しつけられる国々で、同胞市民の大多数が理解しない言語を話しています。政府は、これらのマイノリティを孤立から引き離すためのプログラムを発展させることにとりわけ関心を持っていませんし、そうするインセンティブも存在しません。

IMADR はここでも、これらの問題に取り組んでいる学術研究機関や NGO に協力を求めて、行動を開始することができるでしょう。

以上の提案を実行に移すためには、まず若干のブレインストーミングを行ない、組織としての潜在的力量と考えられる窓口を明らかにする必要があります（とりあえずアジア地域から始めるのがよいと思います）。

このことは、学術研究機関や関連 NGO との新たな連合を追求することであり、IMADR が伝統的に保ってきた国連人種差別撤廃委員会（CERD）とのパートナーシップを超えて国連機構と協働するということでもあります。

最後に、そのための第一歩として、資金の提供先を探すための小規模なパイロットプロジェクトを発展させるのもよいかもしれません。

あまりにも野心的に思えるかもしれませんが、フランスのことわざにもあるように、「細き流れも大河となる」のです。締めくくりに、IMADR30 周年が素晴らしいものとなることをお祈りします。



ドゥルガ・ソブ

フェミニスト・ダリット協会（FEDO）設立理事長

あらゆる差別に終止符を！

反差別国際運動（IMADR）の30周年を心よりお慶び申し上げます。IMADRはアジアの異なるマイノリティコミュニティの間をつなぎ、ネットワークを強化してきました。そして、アジア、ヨーロッパ、北米、ラテンアメリカの反差別のネットワークを築いてきました。

差別は世界的な現象です。何百年も前から存在し、今も生き延びています。差別はいろいろな形で表れ、規範や習慣や実践により永続化され、社会の底辺に置かれた集団を苦しめます。ネパールそして日本において、ダリットや部落コミュニティは古くから差別をうけ、尊厳をもって生きることができる場所の確保に苦闘してきました。この闘いは現在も続いています。

IMADRはさまざまな国における差別について広く伝える仕事をしてきました。それにより私たちは刺激をうけ、相互に協力しながら力をつけてきました。さらに、IMADRはネパールのダリットの現状を国際的な課題にするために働きかけてきました。社会の隅に追いやられた人びとが力をつけるために支援をしてきました。

IMADRとフェミニスト・ダリット協会（FEDO）は長い間、協働の取り組みをしてきました。特に、カースト差別とジェンダー差別のもと、厳しい状況に置かれているダリット女性たちの意識高揚と生活向上の取り組みを一緒に行ってきました。IMADRは現場の問題を国際社会につなぐという中間的な立場を活かして、ダリット女性の問題を、ネパール国内だけにとどめるのではなく、国際社会の問題へと橋渡しをしました。

私は、カースト、階級、ジェンダー、人種そして民族に関係なく、誰も差別をしてはいけないし、すべての人に尊厳をもって生きる権利があると強く信じています。そのため、すべての人はその生を尊重されるべきです。しかし、現実はその通りではありません。私たち人権活動家はマイノリティグループと被差別コミュニティの人びとの権利を守り、促進するために運動を前進させなくてはなりません。

最後に、IMADRが築いてきた地球規模の連帯をさらに強化させ、あらゆる形態の差別に終止符を打ちましょう。IMADRへの感謝をあらためて述べるとともに、これからも支持していくことを約束します。



テオ・ファン・ボーベン

マーストリヒト大学教授

正義と平和の道標——国際的・ヨーロッパ的視点

1988年1月25日、反差別国際運動（IMADR）設立の日、創立メンバーは、IMADRが「世界人権宣言の精神を体现するもの」であることを正式に確認しました。同時に、真の部落解放運動を追求するIMADRは、不可視化・排除された人びとの解放のための日本における共同文書として1922年に宣明された、水平社宣言にそのルーツを持っています。世界人権宣言には、そしてそれに劣らず水平社宣言にも、文書で表現されたものは鼓吹と決意の源として不朽の価値を有するという古来からの知恵が刻みこまれています。

IMADRの歴史で語り継がれるべき重要な出来事のひとつは、2001年9月に開催されたダーバン反人種主義世界会議です（ほどなくして、広く「9・11」と称される運命的の事件によってこの会議も霞んでしまったのだが）。IMADRは高い期待感をもってダーバン会議のための準備を進め、当時IMADRのジュネーブ駐在国連代表だった田中敦子の積極的参加により、IMADRの中核的関心・優先課題のひとつに職業と世系に基づく差別の問題を位置づけました。しかし、一部の国連加盟国の熾烈な政治的抵抗のため、世系に基づく差別の問題が、ダーバン宣言および行動計画で明示的に取り上げられることはありませんでした。とはいえ、このダーバン・プロセスは、国連の諸専門家、ダリット・コーカス、そしてあらゆる大陸の多数の市民社会組織やアクショングループの深いかかわり（IMADRはその主導的パートナーのひとつです）を生み出すという点で有用でした。ダーバン会議から1年も経たない2002年9月には、世系に基づく差別に取り組んでいる多数の勢力の積極的関与も得ながら、国連人種差別撤廃委員会（CERD）が画期的文書である一般的勧告29を採択しました。委員会はそこで、世系に基づく差別には、集団の構成員に対する差別であって、人権の平等な享有を無効化する、カーストおよびそれに類似する地位の世襲制度のような諸形態の社会階層化に基づく差別も含まれると公式に結論づけました。

近年は、今日にいたるまで、そして将来世代にとって希望の持てる展望をとれないながら、世系に基づく差別と闘うための国内外の行動が、新たな側面を付け加えながら、そしてますます弾みをつけながら、広がっています。印象的な実例のひとつは、IMADRと国連人権高等弁務官事務所の主催で最近開催された「世系に基づく差別撤廃のための国際協議会」（2018年4月9日、大阪）です。この国際協議会で採択された宣言は、国連の包括的な「世系に基づく差別に関するガイダンス・ツール」をとくに参照しながら一連の誓約を確認するとともに、世系に基づく差別と闘ううえで市民社会組織、とくにダリット、部落民その他の被差別集団が主導する組織が果たす積極的役割に正当に留意しています。ダーバン・プロセスは歴史的なものでしたが、それが過去に限定されたものではないことも明らかです。大阪宣言で指摘されたように、国連の中心的人権機関である人権理事会にとってもはや待ったなしの課題は、世系に基づく差別を国際的問題のひとつと位置づけて対応を進め、世系に基づく差別の撤廃の推進を任務とする特別手続を設置することです。

IMADRは、そのルーツと源流は日本にありながらも、長年の活動のなかで、その目的と行動はひとつの地域またはひとつの思想体系に限定されるものではないことをますます認識するようになっていま

す。IMADR は、世界中で、そしてヨーロッパを含むすべての大陸で、課題に立ち向かっていく取り組みの、重要な一翼を担っているのです。現在の主たる課題のひとつは、利己的かつ近視眼的な国益を打ち出して自分を押し出そうとする、世界のさまざまな地域の政治的指導者の態度にあります。このような政治家は、法の支配に正面から反抗し、基本的人権を軽侮する行動様式に身を委ねています。この点にかかわって深刻な懸念の対象であるのは、彼らがありがたくないまたは敵対的であるとする一部のメディアを排除して、いわゆるオルタナティブな真実またはフェイク・トゥルース（偽の事実）を拡散することにより事実を操作しようとする、^{しつよう}執拗な政策が創出されていることです。私たちは現在、このような政治的指導者が排外主義の旗を振り、「自国民ファースト」という人種主義的メッセージを振りまく政治的・社会的雰囲気^{しやうき}に直面しています。「アメリカ・ファースト」は、同種のスローガンの原型にほかなりません。とはいえ、政治的指導者は出たり入ったりするものです。

一方、アフリカのある人権擁護者が、自国における抑圧と迫害の暗黒時代が終わった後に国連で行った感動的発言で宣言したように、世界人民が永続的集団であり、コミットメントの淵源であることは変わりません。国連憲章は「われら……人民」の名の下に発布されたのであり、IMADR が国連との協議資格を持つ市民社会組織の仲間入りをしたのも同じ精神によるものです。国家主義的隔絶と社会的排除の時代にあって、マイノリティ——とくにセクシュアル・マイノリティ、先住民族、難民、移住者、そして皮膚の色、世系、宗教・信条、民族的・国民的出身が異なる人びと——の状況は本質的に危うくなっています。何よりも、「人びとこそが重要です。People Matter」。

反差別国際運動（IMADR）役員一覧

2018年6月6日現在

共同代表理事

ニマルカ・フェルナンド（スリランカ）

弁護士

武者小路公秀（日本）

国際政治学者

副理事長

マリオ・ホルヘ・ユーツイス（アルゼンチン）

元国連・人種差別撤廃委員会委員

ベルナデット・エティエ（フランス）

人種主義に反対し諸民族の友好をめざす運動（MRAP）代表

組坂繁之（日本）

部落解放同盟中央執行委員長

専務理事

西島藤彦（日本）

部落解放同盟中央書記長

理事

ロマニ・ローゼ（ドイツ）

ドイツ・スィンティ・ロマ中央委員会議長

テオ・ファン・ボーベン（オランダ）

マーストリヒト大学教授

ブルナド・ファティマ・ナティサン（インド）

農村教育開発協会（SRED）顧問

ドゥルガ・ソブ（ネパール）

フェミニスト・ダリット協会（FEDO）設立理事長

マイケル・シャープ（米国／オランダ）

ニューヨーク市立大学ヨーク校准教授

加藤 忠（日本）

公益社団法人北海道アイヌ協会理事長

稲葉奈々子（日本）

上智大学教授、移住者と連帯する全国ネットワーク

奥田 均（日本）

一般社団法人部落解放・人権研究所代表理事

岡島真砂樹（日本）

日本教職員組合中央執行委員長

草野龍子（日本）

『同和問題』にとりくむ宗教教団連帯会議議長、真宗大谷派

金 秀一（日本）

かながわみんとうれん事務局長

申 恵丰（日本）

青山学院大学教授

岩根孝尚（日本）

東京人権啓発企業連絡会理事長

三輪敦子（日本）

一般財団法人アジア・太平洋人権情報センター所長

監事

赤井隆史（日本）

部落解放同盟中央財務委員長

窪 誠（日本）

大阪産業大学教授

顧問

ヘレン・ザックスタイン（フランス）

ジェンダーと子どもの保護専門家

ペンダ・ムボウ（セネガル）

シェイク・アンタ・ディオプ・ダカール大学教授

林 陽子（日本）

弁護士、国連女性差別撤廃委員会委員

友永健三（日本）

一般社団法人部落解放・人権研究所名誉理事

松本 龍（日本）

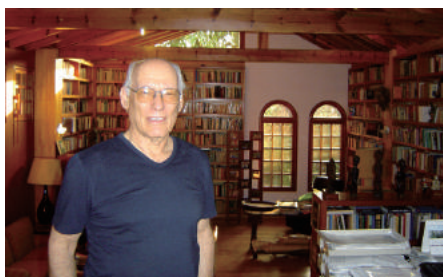
元環境大臣

追悼 (2015 年以降)

ロドルフォ・スターベンハーゲンさん／ビシ・オラテル・オラグベギさん

◆故ロドルフォ・スターベンハーゲン

メキシコ国家人権委員会委員、国連人権委員会「先住民族の人権」特別報告者、メキシコ大学院大学（コレヒオ・デ・メヒコ）教授、他を歴任。IMADR 理事。2016 年 11 月 5 日逝去、84 歳。



ロドルフォ・スターベンハーゲンさん
メキシコのご自宅で（2004 年）

私がロドルフォと出会ったのは、1980 年代、彼がユネスコの副総長の任務を終え、国際的にも評価の高いメキシコ大学院大学の教授になった頃でした。優れた専門性と実践をもつ彼が IMADR の理事就任を引き受けてくれたとき、私はこのうえない喜びを感じました。ロドルフォはまた、IMADR のミッションと密接なつながりがある国連先住民族の権利に関する初代の特別報告者となりました。

個人的な思い出ですが、ロドルフォは時々私にカタコトのオランダ語を話してくれました。1930 年代末に両親とともにドイツナチ政権から逃れ、短期間オランダに住んでいた頃に覚えたそうです。ドイツ占領後のオランダで辛うじて生き延びることができたと話していました。言うまでもなく、この歴史の事実はロドルフォの生涯に深く刻まれました。私たちはロドルフォ・スターベンハーゲンのことを決して忘れません。感謝とお礼の気持ちをもって彼のことを心の奥に大切にしまっておきます。

テオ・ファン・ボーベン（IMADR 理事）

スターベンハーゲン先生は、学者でありながらマイノリティ、とりわけ先住民族の人権確立に深くかかわってこられました。先生との思い出は次の 3 点です。世界のマイノリティのデータベースを作りたいとの先生の申し出に原田基金で支援を行い、その後、1991 年に日本にお招きし、国際人権規約連続講座で講演をしていただいたこと。グローバル化した世界で、マイノリティの人権が大きな課題になってくることの理論的な整理を早い時期にしておられたこと。そして、2004 年 11 月 15・16 日、IMADR の第 14 回理事会をメキシコのクエルナバカで開催したとき、先生のご自宅に招待していただき、先住民族と交流したことです。

友永健三（IMADR 顧問）

◆故ビシ・オラテル・オラグベギ

弁護士、ナイジェリア女性協会（WOCON）代表理事。2006 年から IMADR 理事。2015 年 12 月 17 日逝去、62 歳。

ビシ・オラテル・オラグベギは他 3 人の法律家の女性と共に 1995 年にナイジェリア女性協会（WOCON）を設立しました。法律や政策があっても、現実にはそれらが女性の権利のために実施されていないことに挑戦するために作られた WOCON を、ビシは代表理事としてけん引してきました。また、闘う法律家として、NGO のリーダーとして、国、地域あるいは国際レベルにおいて数々の役職に就いてきました。ビシは、特に、子どもや女性を労働搾取や性的搾取から守るために止むことなく闘い続けました。女性の経済的、政治的エンパワメントを目ざした運動、アフーマティブアクションを求める運動、選挙に関する啓発活動など、彼女の闘いを私たちは決して忘れません。

〈2016 年 8 月 4 日、ビシさん生誕 63 年を記念した WOCON のメッセージから抜粋〉



ビシ・オラテル・オラグベギさん
2007 年ナイロビでの世界社会フォーラムで

ラテンアメリカの人種主義と先住民族

ロドルフォ・スターベンハーゲン メキシコ大学名誉教授、IMADR 理事

アメリカ大陸にいる数百万人の先住民族の人権を揺さぶってきた旧来からの問題は、依然として未解決のままである。確かに、地域のすべての国家は、先住民族は国際人権諸条約において認められているすべての人権；市民的、政治的、経済的、社会的および文化的権利の保持者であることを法的に認めている。すべてではないが南北アメリカ大陸の大半の国々は、これら条約を批准している。一部のラテンアメリカ諸国はそれら批准文書に沿って自国の憲法や法律制度を改正し、先住民族の特別な集団的権利を少なくとも公式には認めるようになった。ただし、大抵の場合、これら権利は日常生活の中で効果的に実施され尊重されているとは言えない状況である。一部の国々では、反人種主義および反差別の特別法が制定されたものの、その有効性は必ずしも明確に表れているわけではない。

先住民族はさまざまな形態の周縁化、社会的排除と差別、そして多くのケースにみられるように経済的搾取と剥奪の継続的な被害者である。ここ数年来の大きな問題の一つは、グローバル化された資源抽出経済による先住民族の権利と生活様式に対する影響および先住民族の土地と環境に対する影響に関係している。なぜこれは深刻な人権問題であり、どのように人種主義と関係しているのだろうか？

資源抽出経済の活動は鉱物採掘と石油抽出に集中している。さらに、そこに大規模農園、水力発電事業、インフラ設備建設などの大きな開発プロジェクトを加えることができる。金属鉱業はこの間、高度な資本集約型の事業となり、多くの鉱物資源の国際価格が驚くほど高騰し、株主や企業役員に莫大な利益をもたらしている。これら事業活動は北の企業が管理運営しているが、その活動はかなりの部分、世界の貧しい国々の中で特に周縁に追いやられた地域に集まっており、それら地域の多くは先住民族が昔から住む大地である。近代的な資本集約採掘事業は広大で鉱物資源が豊かな地域の破壊を伴う。これら地域の豊かな資源は農民や先住民族が自給自足の生活を維持できる程度の土地、水、野菜などを提供してきた。あと数年もすれば、これら地域の自然環境は間違いなく被害をうけ、水資源は枯^こ渴^{かつ}し、健康・衛生・食の安全保障は社会問題の原因となり、時には政治的対立を引き起こすようになるだろう。一握りの地域住民は鉱山で臨時雇用を見つけるであろうが（利益を生む採掘活動はせいぜい長くて10数年である）、大多数の住民は伝統的な経済活動の基盤を失くし、鉱物資源豊かな地域から都市のスラムに追いやられ、人口過密な貧困地域の“極度の貧困問題”の一部となり、そこであらゆる形態の人種主義的で差別的な行動や処遇に日常的に曝されるようになる。

そのようなプロセスはラテンアメリカだけではなく、南アジア、東南アジア、アフリカ、北米などあらゆる地域で起きている。一部の主張にかかわらず、大規模鉱山活動は先住民族や地元住民に持続可能な開発のきっかけをもたらしてはいない。

国際的にみれば、先住民族の権利はILO 第169号条約で保護されているが、残念ながら大多数のILO加盟国はこの条約を批准していない。同じく、2007年に国連総会で採択された国連先住民族の権利宣言も先住民族の権利を保護している。先住民族の権利を支持する国際文書、宣言、勧告がますます増えている。アメリカ大陸では、米州人権委員会と米州人権裁判所がこの問題にさらに注意を向けるようになり、この10年、先住民族の権利の保護に関して重要な貢献を果たしてきた。それにより、その前の10年間はほとんど注意が払われなかったこれら法律問題に注意が向けられるようになり、法的環境に大きな変化がもたらされた。残念ながら一部の政府はこの進展を歓迎しておらず、ラテンアメリカの一部諸国の間には、地域の国々が一緒になって数十年前に作った地域人権機関の重要性や任務を低下させようとする動きがある。もしそのようなことになれば、先住民族やその他のマイノリティコミュニティにとって、さらには人権保護メカニズム全般にとって、今後の成り行きが懸念される。

JC 通信 173 号（2013 年）の記事より一部抜粋

ナイジェリアにおける女性と子どもの人身売買 (2011年9月15日 IMADR 開催の講演)

ビシ・オラテル・オラグベギ ナイジェリア女性協会 (WOCON) 代表理事



意識喚起とアドボカシー



WOCON がつくった小学校

ナイジェリアは人身売買の送り出し・中継・受け入れ国で、送り先の多くはヨーロッパである。女性や少女が性的搾取の犠牲になることも多い。入国審査が厳しい空路より、陸路や海路を使う場合が多く、その途中で命を落とす人も多数いる。



ベニンに人身売買で送られた子どもたちを救って、制服を渡すところ



村のチーフに話をする

人身売買の理由はいくつもある。ナイジェリア女性協会 (WOCON) は経済的自立のための生計手段のトレーニング、意識喚起や啓発活動、サバイバーへのシェルター提供をはじめ、さまざまなプログラムに取り組んでいる。



人身売買防止のために高校生に話を



人身売買のサバイバー・NAPTIP シェルターの女性たちに読み書きの教材を渡す